

## ○司法書士法人の事務手続について

### 1. はじめに

司法書士法（以下「法」という。）第5章の規定に基づき設立される司法書士法人（以下「法人」という。）は、成立の時に主たる事務所所在地の司法書士会に入会し（法第58条第1項）、成立後、主たる事務所を他の司法書士会の区域内に移転したときは、新しい主たる事務所所在地においてその旨の登記をした時に、新しい主たる事務所所在地の司法書士会に入会する（法第58条第4項）。

退会については、司法書士会の区域内に事務所を有しないこととなったときに退会する（法第58条第5項）ことから、主たる事務所を他の司法書士会の区域内に移転したとしても、従前の主たる事務所所在地の司法書士会の区域内に従たる事務所を有するときは退会しない（法第58条第5項）こととなる。

従たる事務所については、設置の登記をした時に従たる事務所所在地の司法書士会に入会（法第58条第4項）することとなるが、当該司法書士会の区域内に主たる事務所を有する法人である場合や、当該司法書士会の区域内に既に従たる事務所が設置されている法人の場合には、その法人が当該司法書士会の会員となっていることから、入会の手続を要せず、定款変更の届出（法第35条）として、主たる事務所所在地の司法書士会及び日本司法書士会連合会（以下「連合会」という。）に届出、若しくは、連合会会則に基づく法人名簿記載事項の変更の届出をすることとなる。

### 2. 届出人

法第34条の法人に関する司法書士会及び連合会への各種届出は、社員司法書士が行うものとするが、代表社員を定めたときは代表社員が、従たる事務所における届出に関しては従たる事務所に常駐する社員（以下「届出者」という。）が行うこととなるが、同一司法書士会内に主たる事務所と従たる事務所を有する法人の場合には、主たる事務所からの届出となり、従たる事務所が複数ある場合には、1つの従たる事務所の常駐社員が届け出ればよいこととなる。ただし、届出の添付書面として従たる事務所において登記が完了したことを証するため登記簿謄本（履歴事項証明書を含む。以下同じ。）の添付が求められる場合には、これを添付しなければならない。

ただし、法第44条第1項第1号、第2号又は第2項の規定による解散並びに清算終了（清算終了による退会届を含む。）に関する届出は、清算人が選任されたときは清算人が、清算人が選任されなかったときは届出者が、法第44条第1項第4号、第5号、第6号の規定による解散並びに清算終了（第5号、第6号については、清算終了による退会届を含む。）に関する届出は、届出者が行う。

なお、届出には出頭を要しない。

### 3. 届出期間

法第34条では、法人成立の日から2週間以内、法第35条では定款変更の日から2週間以内と届出期間が定められているが、これらの届出のうち連合会への届出は、司法書士会に届出があった時をもって、連合会に届出があったものとする。

### 4. 添付書面中の「登記簿謄本」について

添付書面中の「登記簿謄本」は、届出書提出の日前2週間以内に交付を受けたものでなければならない。

また、設立と同時に従たる事務所を設置した場合等において、従たる事務所所在地の登記所の作成にかかる登記簿謄本を、2週間以内の届出期間中に添付することが不可能な事態も十分に考えられることから、このような場合には、追加添付をすることにより足りる。

## 5. 法人名簿の記載事項等

連合会会則において定める法人名簿の記載は、以下のとおりである。

**第54条** 司法書士法人名簿には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 司法書士法人の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 目的
- (3) 従たる事務所があるときはその所在地
- (4) 社員の氏名、登録番号、所属する司法書士及び司法書士名簿に登録された事務所及び住所
- (5) 代表社員の定め及び共同代表の定めがあるときはその旨及び氏名
- (6) 特定社員の氏名及び特定社員中に代表特定社員を定めたときはその旨及び氏名
- (7) 使用人である司法書士がいるときはその氏名、登録番号、所属する司法書士会、司法書士名簿に登録された事務所及び職名を使用しているときはその職名
- (8) 簡裁訴訟代理関係業務を行う事務所
- (9) 成立年月日
- (10) 法人番号
- (11) 届出年月日及び届出の種別
- (12) 記載事項の変更年月日及びその事由
- (13) 合併に関する事項
- (14) 法第48条の処分を受けたときは、その処分の内容及びその年月日
- (15) 法第61条に規定する注意勧告を受けた法人については、注意勧告の内容及びその年月日
- (16) 解散の事由及びその年月日
- (17) 清算人の氏名、住所、登録番号
- (18) 清算終了若しくは破産の年月日及びその登記の年月日

また、法人名簿記載事項以外で法第35条の届出に該当する事項は、以下のとおりである。

- (1) 社員の出資に関する事項・損益分配の割合
- (2) 退社に関する定め
- (3) 定款変更等の社員総会に関する定め
- (4) 任意清算等に関する定め 等

## 6. 具体的事例

### I 法人が成立したときの届出

#### ① 主たる事務所所在地の司法書士会

司法書士会に入会（成立）届 1通

成立届（司法書士会を経由、連合会へ） 1通

添付書類 登記簿謄本 定款写し 各1通

（司法書士で確認後、原本は成立届とともに連合会へ）

入会金 30,000円（司法書士会）

成立届 25,000円（司法書士会を経由、連合会へ）

合計 55,000円

（注） 設立と同時に、主たる事務所所在地の司法書士会の区域内に従たる事務所を設けた場合には、法第34条の期間内であれば、従たる事務所所在地の登記所の作成にかかる登記簿謄本を併せて添付して①の届出のみで足りる。ただし、期間を経過した場合には、従たる事務所所在地の登記所の作成にかかる登記簿謄本の追加添付を求める。

また、主たる事務所所在地と、常駐する社員司法書士若しくは使用人である司法書士の司法書士名簿に登録された事務所所在地が相違する場合には、①の届出と同時に、当該司法書士について、登録事項変更の届出を要する。

登録事項変更の届出（司法書士会を経由、連合会へ）

登録の変更 2,000円

ただし、所属する司法書士会を移転する場合には事前に移転による「変更の登録」（10,000円）をしておくことが望ましい。

## Ⅱ 設立と同時に主たる事務所所在地の司法書士会と異なる司法書士会の区域に従たる事務所を設置した場合の従たる事務所

### ① 従たる事務所所在地の司法書士会 入会（設置）届 2通

（1通は司法書士会、1通は司法書士会を経由、連合会へ）

添付書類 従たる事務所所在地の登記所の作成に係る登記簿謄本 1通

（司法書士会で確認後、原本は入会届1通とともに連合会へ）

入会金 30,000円（司法書士会）

事務手数料 2,000円（司法書士会を経由、連合会へ）

合計 32,000円

また、従たる事務所所在地と、従たる事務所に常駐する社員司法書士若しくは使用人である司法書士の司法書士名簿に登録された事務所所在地が相違する場合には、①の届出と同時に、当該司法書士について、登録事項変更の届出を要する。

登録事項変更の届出（司法書士会を経由、連合会へ）

登録の変更 2,000円

## Ⅲ 新たな従たる事務所の設置（定款記載事項）

### ① 主たる事務所

従たる事務所を設置した旨の変更届 2通

（1通は司法書士会、1通は司法書士会を経由、連合会へ）

事務手数料 3,000円（司法書士会）

事務手数料 2,000円（連合会）

合計 5,000円

添付書類 登記簿謄本 定款写し 各1通

（司法書士会で確認後、原本は変更届とともに連合会へ）

### ② 新たに設置した従たる事務所

従たる事務所所在地の司法書士会に入会届 2通

(1 通は司法書士会、1 通は司法書士会を経由、連合会へ)

入会金 30,000円 (司法書士会)

事務手数料 2,000円 (連合会)

合計 32,000円

添付書類 従たる事務所所在地の登記所の作成に係る登記簿謄本 1 通

(司法書士会で確認後、原本は変更届とともに連合会へ)

また、従たる事務所所在地と、従たる事務所に常駐する社員司法書士若しくは使用人である司法書士の司法書士名簿に登録された事務所所在地が相違する場合には、②の届出と同時に、当該司法書士について、登録事項変更の届出を要する。

登録事項変更の届出 (司法書士会を経由、連合会へ)

登録の変更 2,000円

#### IV 主たる事務所移転 (所属する司法書士の変更)

(注) 移転先の司法書士会の区域内に、既に従たる事務所を有する場合には、後記VIの変更届のみとなる。

① 移転先の司法書士会 入会届 1 通

変更届 (司法書士会を経由、連合会へ) 1 通

入会金 30,000円 (司法書士会)

事務手数料 10,000円 (司法書士会を経由、連合会へ)

合計 40,000円

添付書類 登記簿謄本 定款写し 各1通

(司法書士会で確認後、原本は変更届とともに連合会へ)

主たる事務所所在地と、社員司法書士若しくは使用人である司法書士の事務所の司法書士名簿に登録された事務所所在地が相違する場合には、①の届出と同時に、当該司法書士について、登録事項変更の届出を要する。

登録事項変更の届出 (司法書士会を経由、連合会へ)

登録の変更 2,000円

(注) 常駐する社員司法書士の1名が事前に変更の登録を行い、司法書士名簿に登録された事務所所在地と移転先の主たる事務所所在地とが同一であるとき、又は、移転先の主たる事務所所在地と司法書士名簿に登録された事務所所在地が同一の司法書士を社員として新たに加え、その変更登記及び法人名簿の変更届けがなされている場合には、移転の登記と同時に司法書士業務を行うことができるが、法人の移転登録後に変更の登録をする場合には、変更の登録の日まで司法書士業務を行うことができない。

② 従前の司法書士会 退会 (移転) 届 2 通

(1 通は司法書士会、1 通は司法書士会を経由、連合会へ)

添付書類 閉鎖登記簿謄本 1通

(注) 従前の主たる事務所所在地の司法書士会の区域内に従たる事務所を有している場合には、③の届出となる。

③ 従たる事務所 司法書士会へ法人名簿の変更届 1 通

(司法書士会のみ)

添付書類 従たる事務所所在地の登記所の作成に係る登記簿謄本 1通

事務手数料 3,000円(司法書士会)

## V 従たる事務所の移転

### ① 主たる事務所所在地の司法書士会 変更届 2通

(1通は司法書士会、1通は司法書士会を経由、連合会へ)

事務手数料 3,000円(司法書士会)

事務手数料 2,000円(司法書士会を経由、連合会へ)

合計 5,000円

添付書類 登記簿謄本 定款写し 各1通

(司法書士会で確認後、原本は変更届とともに連合会へ)

### ② 新たな従たる事務所所在地の司法書士会 入会届 1通

変更届(司法書士会を経由、連合会へ) 1通

入会金 30,000円(司法書士会)

事務手数料 10,000円(司法書士会を経由、連合会へ)

合計 40,000円

添付書類 従たる事務所所在地の登記所の作成にかかる登記簿謄本 1通

(司法書士会で確認後、原本は変更届とともに連合会へ) (注) 新たな従たる事務

所所在地に、すでに従たる事務所が設置されている場合には、後記VIの届出。

### ③ 従前の従たる事務所所在地の司法書士会 退会届 2通

(1通は司法書士会、1通は司法書士会を経由、連合会へ)

添付書類 従たる事務所所在地の登記所の作成にかかる閉鎖登記簿謄本 1通

(司法書士会で確認後、原本は変更届とともに連合会へ) (注) 移転した従たる事

務所以外に従たる事務所を有する場合には、後記VIの届出

### ④ その他の従たる事務所 司法書士会へ法人名簿の変更届 1通

(司法書士会のみ)

添付書類 従たる事務所所在地の登記所の作成に係る閉鎖登記簿謄本 1通

事務手数料 3,000円(司法書士会)

## VI 定款の変更、又は、同一市区町村内での事務所の移転等法人名簿記載事項の変更

### A 主たる事務所

#### ① 法人名簿記載事項の変更届 2通

(1通は司法書士会、1通は司法書士会を経由、連合会へ)

事務手数料 3,000円(司法書士会)

事務手数料 2,000円(司法書士会を経由、連合会へ)

合計 5,000円

添付書類 登記簿謄本 定款写し 各1通

(司法書士会で確認後、原本は変更届とともに連合会へ)

ただし、変更事項が登記事項でないときは登記簿謄本の、定款の変更事項でないときは定款の写しの添付を要しない。

(注) 社員司法書士及び使用人である司法書士は、変更事項が司法書士名簿の記載事項であるときは、①と同時に、登録事項の変更届の提出を要する。

B 従たる事務所

(注) 変更事項が法人名簿の記載事項でないときは届出を要しない。

① 法人名簿記載事項の変更届 1 通 (司法書士会のみ)

事務手数料 3,000円 (司法書士会)

添付書類 従たる事務所所在地の登記所の作成に係る登記簿謄本 1 通

(注) 従たる事務所に常駐する社員司法書士及び使用人である司法書士は、変更事項が司法書士名簿の記載事項であるときは、②と同時に、登録事項の変更届の提出を要する。

C 簡裁訴訟代理関係業務を目的として追加する場合

社員司法書士が、司法書士法第3条第2項の認定を受けた司法書士であることの証明書を請求 (司法書士会を経由、連合会へ) し、変更登記後A Bの手順に従う。

VII 従たる事務所の廃止

① 主たる事務所 届出事項の変更届 2 通

(1 通は司法書士会、1 通は司法書士会を経由、連合会へ)

事務手数料 3,000円 (司法書士会)

事務手数料 2,000円 (司法書士会を経由、連合会へ)

合計 5,000円

添付書類 登記簿謄本 定款写し 各 1 通

(司法書士会で確認後、原本は変更届とともに連合会へ)

② 廃止する従たる事務所 退会届 2 通

(1 通は司法書士会、1 通は司法書士会を経由、連合会へ)

添付書類 廃止後の従たる事務所所在地の登記所の作成に係る登記簿謄本 1 通

(司法書士会で確認後、原本は変更届とともに連合会へ)

(注) 廃止された従たる事務所以外に、当該司法書士会の区域内に従たる事務所を有するときは、前記VIの届出。

廃止される従たる事務所に常駐する社員司法書士及び使用人である司法書士について、登録事項の変更が生じた場合には、②と同時に、登録事項の変更届を提出を要する。

事務手数料 2,000円 (司法書士会を経由、連合会へ)

③ その他の従たる事務所 司法書士会へ法人名簿の変更届 1 通

(司法書士会のみ)

添付書類 従たる事務所所在地の登記所の作成に係る登記簿謄本 1 通

事務手数料 3,000円 (司法書士会)

VIII 法人の解散 (合併による解散を除く)

① 主たる事務所 解散届 2 通

(1 通は司法書士会、1通は司法書士会を経由、連合会へ)

事務手数料 3,000円 (司法書士会)

事務手数料 2,000円 (司法書士会を経由、連合会へ)

合計 5,000円  
添付書類 登記簿謄本 1通のほか  
法44条1項1号 定款の写し  
法44条1項2号 総社員の同意を証する書面  
法44条1項4号 破産宣告を証する書面(退会届を兼ねる) 届出人 社員  
法44条1項5号 解散を命ずる判決書正本の写し 届出人 社員  
法44条1項6号 処分書の正本の写し 届出人 社員  
(いずれの書面も、司法書士会で確認後、解散届とともに原本は連合会へ)  
(注) 破産の場合には、退会届2通を提出

- ② 従たる事務所 司法書士会へ解散届 1通  
事務手数料 3,000円(司法書士会)  
添付書類 従たる事務所所在地の登記所の作成に係る登記簿謄本 1通

#### IX 合併(新設合併は、Iの成立の手続)

- A 存続する法人の主たる事務所  
合併届(合併により解散した司法書士法人の退会届を兼ねる) 2通  
(1通は司法書士会、1通は司法書士会を経由、連合会へ)  
事務手数料 3,000円(司法書士会)  
事務手数料 2,000円(司法書士会を経由、連合会へ)  
合計 5,000円  
添付書類 登記簿謄本 定款の写し 各1通  
B 存続する法人の従たる事務所 合併届 1通(司法書士のみ)  
事務手数料 3,000円(司法書士会)  
添付書類 従たる事務所を管轄する登記所の作成した登記簿謄本 1通  
(注) 法人名簿の記載に変更があるときのみ  
C 合併により解散した法人の従たる事務所  
合併届(退会届を兼ねる。) 2通  
(1通は司法書士会、1通は司法書士会を経由、連合会へ)  
添付書類 従たる事務所を管轄する登記所の作成した登記簿謄本 1通  
(司法書士会で確認後、原本は変更届とともに連合会へ)

#### X 清算終了

- ① 主たる事務所 退会(清算終了)届 2通  
(1通は司法書士会、1通は司法書士会を経由、連合会へ)  
添付書類 閉鎖登記簿謄本 1通  
② 全ての従たる事務所 退会(清算終了)届 2通  
(1通は司法書士会、1通は司法書士会を経由、連合会へ)  
添付書類 従たる事務所を管轄する登記所の作成した登記簿謄本 1通  
(注) 社員司法書士及び使用人である司法書士について登録事項の変更が生じるので、①又は②

の届出と同時に、登録事項の変更届の届出を要する。